

松江市告示第 213 号

松江市移送タクシー事業実施要綱（平成 17 年松江市告示第 107 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第 3 条 事業の対象者は、<u>松江市</u> _____に住所を有する者(別表に定める施設等に入所又_____は入居している者及び他自治体の介護保険制度適用者を除く。)で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) タクシーで通院等を行う必要があり、_____タクシーで通院等を行っていること又は行う予定であること</u></p> <p><u>(4) 松江市タクシー利用料助成事業実施要綱(平成 17 年松江市告示第 134 号)に基づき実施する松江市タクシー利用料</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第 3 条 事業の対象者は、<u>鹿島町、美保関町、八束町、八雲町又は東出雲町</u>に住所を有する者(別表に定める施設等に入所若しくは入居している者及び他自治体の介護保険制度適用者を除く。)で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 65 歳以上の者のみの世帯又はそれに準ずる世帯に属する者であること</u></p> <p><u>(4) 申請に係る年度の前年度の市町村民税が世帯員全員非課税であること</u></p> <p><u>(5) タクシーで通院等を行う必要があり、<u>おおむね 1 月に 1 回以上</u>タクシーで通院等を行っていること又は行う予定であること</u></p>

助成事業を利用していないこと

(5) 略

(事業の内容)

第4条 略

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めたとき

2 タクシー利用券(以下「利用券」という。)は、1月当たり 6枚を支給するものとする。

3 利用券は、1枚当たり500円を助成するものと _____
_____する。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の利用申込があったときは、速やかに申請に係る _____

_____必要な調査を行い、事業の利用の可否を決定し、事業を利用しようとする者に通知するものとする。

(利用証及び利用券の交付)

第7条 市長は、前条の利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)に対して、利用証及び申請があった日の属する月から、当該年度の残り月数に 6を乗じた枚数の利用券を一括交付するものとする。

(利用者の義務)

第11条 略

2 略

3 利用者及びその家族は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を市長に届け出たうえ、利用券を返還しなければならない。

(6) 略

(事業の内容)

第4条 略

(1)・(2) 略

(3) 前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めたとき

2 タクシー利用券(以下「利用券」という。)は、1月当たり 4枚を支給するものとする。

3 利用券は、1枚当たり500円を助成するものとし、1回の乗車につき、2枚まで使用できるものとする。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の利用申込があったときは、速やかに申請に係る 年度の前年度の

市町村民税の課税状況その他必要な調査を行い、事業の利用の可否を決定し、事業を利用しようとする者に通知するものとする。

(利用証及び利用券の交付)

第7条 市長は、前条の利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)に対して、利用証及び申請があった日の属する月から、当該年度の残り月数に 4を乗じた枚数の利用券を一括交付するものとする。

(利用者の義務)

第11条 略

2 略

3 利用者又はその家族は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を市長に届け出のうえ、利用券を返還しなければならない。

81号)は、廃止する。

(松江市島根町移送サービス事業実施要綱の廃止)

3 松江市島根町移送サービス事業実施要綱(平成17年松江市告示第82号)は、廃止する。

(松江市玉湯町・宍道町移送サービス事業実施要綱の廃止)

4 松江市玉湯町・宍道町移送サービス事業実施要綱(平成17年松江市告示第85号)は、廃止する。

(経過措置)

5 この告示の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の松江市高齢者・障がい者移送ボランティアサービス事業実施要綱第1条の高齢者・障がい者移送ボランティアサービス事業、附則第3項の規定による廃止前の松江市島根町移送サービス事業実施要綱第1条の島根町移送サービス事業又は前項の規定による廃止前の松江市玉湯町・宍道町移送サービス事業実施要綱第1条の玉湯町・宍道町移送サービス事業の利用を行っている者が、この告示による改正後の松江市移送タクシー事業実施要綱第1条の移送サービス事業の利用を行う場合にあつては、第5条第2項中「1月当たり6枚」とあり、第7条中「6」とあるのは、令和4年3月31日までの間に限り、「次の各号に掲げる自宅から病院への片道距離の区分に応じ、1月当たり当該各号に定める枚数」とする。

(1) 5キロメートル未満 6

(2) 5キロメートル以上10キロメートル未満 12

(3) 10キロメートル以上15キロメートル未満 18

(4) 15キロメートル以上 24